

南区明るい選挙推進協議会設置要綱

昭和 39 年 6 月 17 日 制定

昭和 49 年 2 月 8 日 一部改正

昭和 51 年 11 月 10 日 名称変更

昭和 55 年 5 月 8 日 一部改正

昭和 59 年 3 月 9 日 一部改正

昭和 59 年 5 月 24 日 一部改正

(名 称)

第 1 条 本会は、南区明るい選挙推進協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、南区における市民の政治意識の向上をはかるとともに、選挙に対する正しい理解と関心をはかるため、南区選挙管理委員会の行う啓発事業に協力するものとする。

(組 織)

第 3 条 本会は、おおむね 9 人の委員をもって組織し、前条の目的を達成するため、各元学区に推進員を若干名置く。

2 本会の委員は、南区市政協力委員連絡協議会会長会から 1 名、南区明るい選挙推進協議会推進員から 4 名を、南区選挙管理委員会が委嘱し、これと南区選挙管理委員会の委員をもって構成する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、団体の代表者にあつては、その団体の構成員である間とする。

4 推進員は、元学区市政協力委員連絡協議会会長から推薦を受け、南区選挙管理委員会が委嘱し、任期は、2 年間とする。

(会長・副会長)

第 4 条 本会に会長及び副会長 1 名をおく。

2 会長は、委員の中から互選し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 本会は、必要に応じ会長が招集する。

(参 与)

第6条 本会に参与をおく。

2 参与は、南区長に委嘱するものとする。

3 参与は、本会の諮問に応ずる。

(幹 事)

第7条 本会に幹事1名をおく。

2 幹事は、南区選挙管理委員会書記長に委嘱するものとする。

3 幹事は、会議に出席して意見をのべることができる。

(庶 務)

第8条 本会の庶務は、南区選挙管理委員会事務局において行う。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会が定める。

付 則

1. この要綱は、制定の日より施行する。

2. 昭和49年2月8日一部改正を行い同日より施行する。

3. 昭和51年11月10日一部改正を行い同日より施行する。
(名称変更)

4. 昭和55年5月8日一部改正を行い同日より施行する。

5. 昭和59年3月9日一部改正を行い同日より施行する。

6. 昭和59年5月24日一部改正を行い同日より施行する。